

2013 年度西淀川区キャラバン回答

番号1. ①

市民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・アルバイト・パートなど）ではなく正規職員に増員を行うこと。また、住民の立場から正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じ研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

本市における非正規職員の雇用については、育児休業中の職員の代替や一時的業務、補完的業務、あるいは高度の専門的業務など、本来、本務職員による対応になじまない業務について、業務の精査を行いながら、その必要性に応じて活用しているところであります。

そうすることにより、本務職員は、政策・施策の企画立案や民間事業者に対する指導・監督・調整など、本務職員としてなすべき業務に注力することができると考えております。

本市がおかれた危機的な財政状況のもと、業務の遂行にあたっては、引き続き、最も効果的な業務執行方法、執行体制を追求しながら、必要な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

担当 人事室 人事課 電話：06-6208-7512

(回答)

業務遂行にあたっては、正規・非正規職員に関わらず、必要な知識習得に向けた研修を行っております。

担当 財政局 税務部 管理課管理グループ 電話：06-6208-7742

(回答)

生活保護業務にかかる非常勤嘱託職員については、採用時にしかるべき研修をおこなっているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

(回答)

住宅支援給付事業については、国の緊急特別措置（住宅手当緊急特別措置事業）として、平成21年度途中からの実施となったため、急遽、臨時的任用職員を区保健福祉センターに配置することで対応しました。本事業は、経済情勢、雇用情勢の動向による特別措置であり、事業の継続性が確保されておらず、非常勤嘱託職員を配置しているところであります。

新規職員を配置するにあたりましては、採用後に研修期間を設け、本事業及び本事業に関連する事業説明等の研修を行い、円滑な業務の遂行に努めています。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7933

(回答)

乳幼児健診を始めとする各種保健事業に従事する非常勤嘱託職員については、本市職員として必要なコンプライアンス等の服務規律や個人情報の保護に関する研修を実施しております。

また、新たに健診等に従事する職員については、事前に業務内容についての研修を行うとともに、初めて業務に従事する際には必ず指導役の職員を配置することとしています。

今後とも研修内容の一層の充実を図り職員の資質向上を図ってまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

(回答)

本市では、「一人一人を大切に保育」の推進に向けて、意欲と創造力が備わった人材育成並びに対人援助者としての資質向上に努めており、職員自らの専門性と倫理性を確立するため、公立、民間共に参加できる保育所職員研修を実施しています。さらに、研修受講者が受講内容について職員へ伝達するなど、全体の資質向上に努めています。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8340

番号1. ②

貧困対策については、各部署が連携を密にしてきっちり対応すること。

(回答)

生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業をはじめとする支援を行うべく、生活困窮者支援制度が創設されようとしています。

本市としてもこのような動きを注視しながら、関係部署が連携を密にして対応していくこととしております。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号1. ③

南海トラフ巨大地震による防災計画を明らかにし、市民に配布すること。

(回答)

平成24年8月29日に内閣府が南海トラフ巨大地震による震度や津波の想定結果を公表しました。

現在、この公表結果を受けて大阪府と連携して地域の状況を踏まえたより詳細な津波浸水シミュレーション等を行っており、平成25年末を目途に各種被害想定の結果を取りまとめていく予定です。

また、これらの被害想定結果をもとに、現在進めている各種防災施策について再度、総点検を行い、平成25年度末を目途に「大阪市地域防災計画」を改訂する予定としており、この「大阪市地域防災計画」はもとより、その改訂結果をふまえて随時改訂した「西淀川区地域防災計画」についても、区民の方々等への周知に努めてまいりたいと考えております。

担当 西淀川区役所 まちづくり推進課 電話：06-6478-9895

番号2. ①

国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、270億円以上の市税の任意繰り入れを行ない、2%値上げを中止し、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの払える保険料にすること。

(回答)

国の負担金につきましては、これまで様々な制度改正がなされており、昭和59年度には退職者医療制度の創設により、退職後、国民健康保険に移行された方の給付費にかかる財源が措置されたこと、平成17年度には三位一体の改革により、国から地方へ税源が移譲され、都道府県調整交付金が創設されたこと、さらに平成20年度には65歳から74歳までの方の医療保険の加入割合に係る給付費の偏在を是正するため、前期高齢者交付金制度が創設されたことにより、国庫補助率は低下しているものの、保険給付費に係る財源は、一定の措置がなされてきたところです。

なお、国庫負担率の引き上げにつきましては、国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることを、機会あるごとに国に対して要望いたしております。

また、国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、極めて厳しい財政状況ではありますが、平成25年度当初予算においては、179億円の任意繰り入れを含む、419億円もの市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しているところです。

医療分と後期高齢者支援金分を合わせた平成25年度保険料については、市政改革プランの考えに基づき、医療保険制度を、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、受益と負担の適正化の観点から、保険料の収入に対する負担感を府内市町村並みとなるようプラス3%改定とすることとしておりましたが、収納率をより一層向上させることにより、改定率を最大限圧縮し、プラス2%改定としたところであります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961

番号2. ②

低所得者、多子世帯・1人親世帯・障がい者など困難な世帯に対する条例減免（9割減額の新設）を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要（自動適用）とすること。

また、所得減少減免申請で、従来通り確定申告後もさかのぼって減免すること。なお、当面3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。

(回答)

保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、当該世帯の所得状況に応じ、平等割保険料及び均等割保険料の7割又は5割もしくは2割を減額する制度が法で定められております。

また、本市独自の施策として、3割を減免する制度や、災害、倒産、廃業、一定期間の休業、疾病、退職、営業不振等の特別の理由により、前年の所得に比して、現在の所得が3割以上減少し、保険料を全額納付することが困難と認められる世帯に対して減免制度を設け、保険料負担の軽減に努めているところです。

さらに、リストラなどで職を失った非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を講じております。

また、多人数世帯に対する負担軽減措置につきましては、保険料の賦課割合について、人数に応じてご負担いただく均等割保険料の割合を、国の基準では保険料全体の35%となっているところを、本市独自に27%へと引き下げ、多人数世帯に対する負担の軽減を図っているところです。

加えて、本市独自の3割軽減の適用にあたっては、前年中所得の基準額を、全世帯一律とするのではなく、世帯の人数も考慮して設定しており、多人数世帯へ配慮するなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされており、本市独自の3割減免につきましても、本市国民健康保険条例及び同施行規則において申請を必要とする旨規定しており、本市から減免申請勧奨通知を送付し、返信用封筒にて申請書を返信していただくことで適用しておりますので、今後も引き続き申請をお願いしたいと考えております。

また、営業不振等による所得減少減免につきましては、税の確定申告時期まで申請書を保留し、「収入状況申告書」、その他事実を証し得る資料により確認したうえで、申請時に遡って減免を適用することとしております。

なお、これら保険料の減免制度の周知につきましては、市民の皆さまに理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面及び同封しているリーフレット「国民健康保険料のお知らせ」、または、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、周知しておりますが、今後も様々な機会を捉えて広報・周知に努めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号2. ③

国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

以前から、納付相談においては、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課などと連携し、必要に応じて各窓口へのご案内を行っております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

(回答)

大阪市では保健・福祉にかかる総合相談業務として、高齢者、障がい者、児童、母子などの各分野における複雑・多様化する市民ニーズに対して、迅速・的確かつ総合的・一体的に対応していくことを目的として、平成17年度より保健福祉センターに各区1名の相談調整担当者を配置し、総合案内、受付・相談、インテーク面接、サービス利用調整を保健福祉センター全体のシステムとして運営し、総合的な情報提供を行うとともに、相談者のニーズに応じた総合的なサービス調整を行ってまいりました。

各区によって窓口対応の業務実態が異なっているため、本事業につきましては、全市一律ではなく、各区の実情に応じた柔軟な運用がなされているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7959

番号2. ④

一部負担金減免の平成23年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。所得要件を150%以下とし、国基準のように「一時的な困窮」に限定しないこと。また、治癒見込み期間を少なくとも1年にするなど改善を行うこと。

(回答)

健康保険制度における一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他

の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。

一方で、特別の理由がある被保険者に対して、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。

このことから、本市におきましても法の趣旨に則り、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害や、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。

また、平成 23 年度からは制度の拡充を図り、実収月額が生活保護基準以下の方については、それまで療養見込み期間が3か月以内であることとしていた承認要件を廃止し、減免期間についても、引き続き承認要件を具備している場合は、最長で概ね1年以内の期間であれば、延長を可能とする取り扱いとしています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (給付グループ) 電話：06-6208-7967

番号2. ㉔

法令を順守し「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。大人の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。特に、1人親世帯、障がい者のいる世帯には絶対に発行しないこと。当面、短期保険証は、4月と10月に送付すること。高校生までの子どもに対しては1枚ものこすことなく1年間の通常保険証を確実に届け、万が一届いてなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかし、これによっても納付していただけずに滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付することで、証の更新機会に接触を図り、その世帯の実情を把握したうえで納付相談に努めております。

短期証を交付する世帯には、有効期限切れ前に文書の送付や電話などで区役所への来庁を勧奨しております。

また、それでもなお特別な事情がないにもかかわらず、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行っています。

資格証の交付世帯には、被保険者証の返還を求める際にも、まず、お知らせ文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行ったうえで、来庁できない事情のある方についても、電話や自宅への訪問等により実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別な事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行ったうえで、資格証を交付しています。

なお、高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、有効期限内に郵送する取り扱いとしておりますが、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするため、予めお知らせ文書を送付したうえで、再度短期証を郵送することとしております。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区に返戻された短期証についても電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。

また、高校生世代以下の子どもの保険証の有効期限については、国民健康保険法第9条第11項の規定により、世帯と同じ期間の保険証を交付することとされていることから、本市では6か月が有効期限の短期証を交付しております。

なお、医療機関の窓口で、保険証をお持ちでない方に保険証をお持ちの方と同様の取り扱いをすることは、法律上できないものとなっております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (収納グループ) 電話：06-6208-9872

番号2. ㉕

財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等を見つけても一方で借金などがなくかきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。

さらに、財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者については、ただちに滞納処分の停止を行なうこと。また国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託を

やめること。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

保険料滞納世帯に対しては、文書、電話、訪問などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努めるとともに、減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っております。それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。

これらによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず保険料を納めていただけない場合は、関連法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っております。

なお、滞納処分を行う事により滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合や、滞納処分の対象となる財産がない場合は、法令に基づき、滞納処分の執行を停止することとしております。

また、生活保護法による保護を受けたことで、国民健康保険の資格を喪失した場合においても、滞納処分の執行停止をしております。

徴収業務の民間委託については、本市が進めている市政改革の大きな方針として「民間委託の推進」による事務事業の再構築があり、その方針に沿うものとして、より効率的・効果的な徴収をめざし、民間事業者が保有するノウハウなどを活用するため、平成20年7月から7区での民間事業者への委託による徴収業務を試行実施してきましたが、その結果、民間委託の方がより効率的・効果的であると認められたため、平成23年度から民間委託を全区に拡大して実施しているところです。

なお、個人情報保護の重要性については十分認識しており、委託事業者については、個人情報の保護について「大阪市個人情報保護条例」を遵守することを義務付けているところです。

今後も、健康保険事業の健全な運営を行う観点から、適正に運用してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号2. ⑦

75歳以上の医療費負担を無料にすること。

(回答)

後期高齢者医療制度の一部負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項に規定されており、1割又は、一定以上の所得を有する方については3割とされております。

なお、本市におきましては、65歳以上で障がい等の一定の要件を満たしている方に対しまして、医療を受けた場合の自己負担を軽減する老人医療費助成制度を実施しております。

本制度では、一部自己負担金額を1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に軽減しておりますが、月額2,500円の限度額を設定し、限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（後期高齢グループ） 電話：06-6208-8038

番号2. ⑧

後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限となっており、都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、都道府県ごとに均一な基準に基づく保険料となります。

この保険料の賦課決定につきましては、所得の低い方に対して、政令等による軽減措置の適用があり、世帯の所得水準により、被保険者均等割額について、9割、8.5割、5割、2割を軽減するほか、所得割保険料を課されている方で、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額が一律50%軽減されることとなります。

その他、被用者保険の被扶養者であった方が被保険者となられる場合には、保険料負担の激変緩和の観点から、制度加入時から所得割保険料を課さず、被保険者均等割額につきましても9割軽減とする措置が講じられております。

また、保険料減免基準につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 18 条の規定により、「災害等により財産に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により所得が著しく減少した場合に減免することができる」こととされており、大阪府内均一な基準に基づく取扱いとなります。

このように後期高齢者医療制度は、財政等も含め都道府県単位で運営されており、市町村が独自に軽減措置を講じることは困難です。

後期高齢者医療制度の運営において、貴重な財源である保険料収入の確保を図ることは、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも極めて重要であり、保険料徴収業務を担う市町村として当然の責務であると考えています。

後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納されている被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付しています。これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納されている被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。

短期証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、また、滞納が長期化することによる「被保険者資格証明書（資格証明書）」の交付に至らぬよう、きめ細やかな対応を図り、未収額の解消に努めてまいります。短期証は、有効期限を除いて通常の被保険者証と異なることはございません。

また、被保険者証の返還及び資格証明書の交付については、高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条の規定により、保険料を一定期間滞納している場合は、被保険者間の負担の公平性の観点から、被爆者援護法による医療その他政令で定める公費負担医療の対象者、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することとされています。

資格証明書交付の基準につきましては、市町村単位で判断基準に大きな差が生じないように、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けていく必要があることから、大阪府においても、大阪府後期高齢者医療広域連合により大阪府内統一の基準が定められています。

この資格証明書の運用については、厚生労働省保険局長名通知「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」（平成 21 年 10 月 26 日付保発 1026 第 1 号）により「現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、原則として交付しないこととするを基本的な方針としています。」とされ、さらに「保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書を交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底方お願いいたします。」とし、都道府県後期高齢者医療広域連合長あて、再度徹底が促されたところです。

上記厚生労働省保険局長名通知を受けて大阪府後期高齢者医療広域連合は、予定をしていた証返還処分と資格証明書の交付事務の開始について、当面延期するとし、国と協議を図りながら、交付にあたっての判断基準を再考、構築し、また他広域連合の状況をも見極めていくとしています。

今後におきましても、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、資格証明書の運用について適切な対応を図ってまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（後期高齢グループ） 電話：06-6208-8038

番号2. ㊦

国保広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015 年から共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見を出すこと。

（回答）

大阪府国民健康保険広域化等支援方針は、大阪府が市町村国保の運営の広域化や財政の安定化を目的として、国民健康保険法第 68 条の 2 に基づき策定されたもので、その一部に保険財政共同安定化事業の見直しを規定しています。

保険財政共同安定化事業は、都道府県内の市町村国保の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成 18 年 10 月から国民健康保険法等に基づき実施しており、平成 22 年 5 月の法令改正により、対象となる医療費の額又は拠出金の拠出方法を、都道府県が広域化等支援方針において、一定の範囲で特別に定めることができることとなりました。

この制度改正の趣旨は、保険財政の都道府県単位化及び都道府県内の保険料の平準化をさらに進めようとするものであり、大阪府においては、各市町村の国保財政への過度の影響に配慮しつつ、保険財政共同安定化事業を見直すこととしたものです。

また、財政運営の都道府県単位化を図るため、平成 24 年 4 月の法令改正により、暫定措置の位置付けから恒久化された上で、平成 27 年 4 月から、対象医療費を 1 円以上 80 万円以下のすべての医療費を対象とすることとなりました。

保険財政共同安定化事業の対象がすべての医療費に拡大されることは、都道府県内の市町村国保の財政安定化及び保険料の平準化を図るために重要なことであります。

また、大阪府特別調整交付金についても、地域の特別事情に対応する交付金としての本来の機能が回復されるよう、被保険者の所得状況や地域性等を考慮し、財政状況の厳しい保険者に対する支援措置を講じられるよう、大阪府に要望しております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961

番号2. ⑩

国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募し、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

国民健康保険法第 11 条により、市町村に「国民健康保険運営協議会」を設置することが定められており、同法施行令第 3 条において、運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員各同数をもって組織すること、また、附則第 1 条の 2 において、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織できるとされております。

本市においては、被保険者を代表する委員 9 名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 9 名、公益を代表する委員 9 名、被用者保険を代表する委員 2 名の計 29 名にて運営をしております。

同協議会が幅広い観点で審議いただけるよう、被保険者を代表する委員の選任にあたりましては、本市国民健康保険の被保険者の中から、地域、年齢、性別に偏りが生じないよう各区へ委員の選出を依頼しており、区においては、日ごろから地域住民の意見を聴く機会が多く、地域の実情をご存知で、公正な立場から意見を頂ける方を推薦していただいております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961

番号2. ⑪

無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局も同様の扱いにすること。

(回答)

無料低額診療事業については、平成 13 年 7 月 23 日付け国通知により、当該事業の基準及びその運用等について規定されており、本市では、この通知に基づき適正に実施することとしています。

また、国は、「今後の無料低額診療事業の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討しているところであり、無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けることについても、その中で検討してまいりたいと考えているが、現段階で、今後のスケジュール及び方向性を明らかにすることは困難である。」との見解を示しております。

本市としては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 総務部 総務課 (法人監理) 電話：06-6241-6540

番号2. ⑫

福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに、当面は、一般会計繰入で補填すること。

(回答)

国は、地方が重度障がい者(児)等に対して実施している福祉医療費助成により、不要不急な医療費が増嵩するとして、国民健康保険に係る国庫負担金等を減額しています。

医療費助成制度は、医療に関する重要なセーフティネットで、全国すべての自治体を実施している事実上のナショナルミニマムであることから、その重要性や必要性に鑑み、国において全国一律の制度として早期に制度化すべきであり、国制度化までの間は、医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を直ちに廃止するよう、国に対して要望しています。

なお、この減額措置分については、福祉医療費助成制度が大阪府の制度であることから、1/2 相当額が府補助金で

補填されています。

また、国民健康保険の事業運営は保険料と国庫支出金等で賄うことが原則となっていますが、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、極めて厳しい財政状況ではありますが、多額の任意繰入を含む市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号2、⑬

- ① 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、
- ② 災害時の医薬品、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。
- ①基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすとともに、国・府に対しても要望すること。

(回答)

① 救急医療体制は、入院や手術を必要としない軽症患者を対象とする初期救急医療機関、入院や手術を必要とする重症患者を対象とする二次救急医療機関、二次救急医療機関においても対処できない重篤患者を対象とする三次救急医療機関から成り立っております。

救急医療体制の整備は、医療法の定めるところにより都道府県が策定する医療計画に基づき、初期救急は市町村で、二次救急は府と市の役割分担で広域的対応を必要とする三次救急は都道府県が整備することとなっています。大阪市では、初期救急医療機関である夜間休日急病診療所を7か所整備し、市民病院群においては同診療所からの後送患者の受け入れを行うとともに、市立総合医療センターが重篤患者に対応する三次救急医療機関となるなど、本市としての役割を果たしております。

また、大阪市内での二次救急医療機関は、現在95病院あり、24時間365日体制及び輪番制で救急搬送の受け入れを行っています。三次救急医療機関については、市内で6病院あり救急医療体制が整備されております。

大阪市としては、市内における救急医療体制の確保を図るため、休日夜間二次救急診療体制の運営事業を行う医療機関に対して、確保料を交付しております。

今後とも、救急医療を支える仕組みづくりについて、国・府に要望いたしますとともに、大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療の充実に取り組んでいきます。

② 平素から大阪府医師会との協定にもとづく医療救護班の派遣や、大阪府薬剤師会ほか関係団体との協定にもとづく医薬品の流通備蓄など、医療救護体制、医薬品の確保を行う体制をとっております。

災害発生時に大阪市災害対策本部が設置された場合、本部内に、救急医療調整班を設置し、医療機関との調整、医療救護班の調整、緊急輸送の調整、医薬品・資機材等の広域調達・調整を行うこととしております。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940、9951

(回答)

消防局としては、消防庁告示である「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき大阪市の地域特性を踏まえて必要な組織体制を整備するとともに、予防救急及び救急安心センター事業の推進、応急手当の普及啓発、高度な救命処置が行える救急救命士の養成と円滑な救急搬送・受入医療体制の構築等に総合的に取り組むことにより、救急医療の充実を図っているところです。

担当 消防局 総務部 企画課 電話：06-4393-6056

(回答)

国は、阪神・淡路大震災を教訓として平成8年5月に災害拠点病院の整備等を内容とする通知を出しており、大阪府ではこの通知に基づき、災害拠点病院には救命救急センターを中心に総合医療センターを含む18病院を指定し、大阪府地域防災計画に位置づけています。

これに加え、災害拠点病院と連携して活動する市町村の医療拠点として、十三市民病院及び住吉市民病院を含む市町村災害医療センター約40か所や、災害医療協力病院に府内の約260の救急病院等が位置づけられています。

災害拠点病院として総合医療センターでは、大阪府災害時医療救護活動マニュアルの指針に従い、災害発生時には医療救護班を組織し、災害医療情報の収集及び入手した災害医療情報の共有、災害医療に必要な病床の確保に努めることとしています。

また、市町村災害医療センターである十三市民病院及び住吉市民病院は、災害拠点病院及び災害協力病院等と連携

を図り、災害時における傷病者の受け入れ体制を確保することとしております。
担当 病院局 総務部 総務課 電話：06-6929-3579

(回答)

大阪市では、物資の備蓄について、現在、大阪市域で避難生活者を最大 34 万人として備蓄計画を立てて配備を進めています。

水については大阪市が当面震災直後の 1 日分を、食糧品については大阪市が 2 食分、大阪府が 1 食分を備蓄して避難者に対応することとしています。

備蓄物資は、市内 6 か所の備蓄拠点倉庫、各区役所、収容避難所に分散備蓄しており、各収容避難所となる施設においては、300 人分の水、毛布、日用品等や 300 食分の食糧を備蓄しています。

西淀川区においては、区独自の予算で備蓄物資の充実を図っており、昨年は、西淀川区 19 か所の収容避難所に「救助担架」や「おんぶ紐」などの要援護者支援に特化した救助資器材も配備している。

また、避難生活の長期化に備え、食糧品等については流通業者、各種卸売共同組合、卸売市場等と協定を結び必要数量を確保し、水・食糧以外の必要とされる物資についても業者等と協定を結び必要数量を確保することとしています。

災害時において、収容避難所の開設状況、避難者数などの状況を把握し、必要な備蓄物資の品目・数量を把握することは重要であります。区、地域での訓練なども活用し、災害時の状況を今後とも的確に把握し、対応できるよう努めていきます。

担当 西淀川区役所 まちづくり推進課 電話：06-6478-9895

番号2. ⑭

住吉市民病院の跡地への民間病院の誘致にあたり、住吉市民病院が担っている小児・周産期医療の機能を後退させず、充実に努めること。

(回答)

住之江区に所在する住吉市民病院は老朽化が進み、そのあり方が府市統合本部にて議論されてきましたが、その結果、府立急性期・総合医療センターへ小児・周産期の医療機能を統合するという方向性が示され、市の最終的な意思決定機関である戦略会議においてもこの方向性が確認されました。

今後、府市共同で府立急性期・総合医療センター敷地内に「(仮称)府市共同住吉母子医療センター」を建設し、24 時間 365 日の小児救急対応等に加え、最重症・合併症母体等への対応の強化など高度医療の充実と、住吉市民病院が現在担っている小児・周産期医療の引き継ぎを行うこととしております。

また、今年 3 月の大阪市会において、機能統合に伴う住吉市民病院の廃止を盛り込んだ「大阪市民病院事業の設置等に関する条例」の一部改正案が議決された際に「『(仮称)大阪府市共同住吉母子医療センター』の整備にあたっては、現行の住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続と南部医療圏の小児・周産期医療の充実のため、責任を持って民間病院の早期誘致を実施すること」との附帯決議が付されたことを受けまして、小児科・産科を含む民間医療機関を誘致することとしております。

民間医療機関の誘致にあたっては、民間事業者の意向を伺うため、住之江区役所においてマーケット・サウンディング（公開募集による市場調査）が実施されたところであり、今後、その結果を踏まえながら、正式な公募入札の際の具体的な条件等について、関係先とも連携しながら検討を進め、当該地域の小児・周産期医療の充実に努めてまいります。

担当 病院局 総務部 総務課 独立行政法人化等担当 電話：06-7662-8630

番号2. ⑮

保険料減免制度、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などは、パンフレットを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

(回答)

保険料の減免制度及び一部負担金減免制度につきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する保険料決定通知書の裏面や、大阪市のホームページ、国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」、生活ガイドブック「くらしの便利帳」に記載しております。

このほか、保険料の減免制度につきましては、保険料決定通知書にリーフレット「国民健康保険のお知らせ」を同封するほか、減免基準ビラ「国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内」を区役所窓口を設置しております。

また、一部負担金減免制度につきましては、更新分の保険証発送時に同封される「国保だより」に記載するとともに、区役所窓口にて制度周知ビラを設置し、広報・周知に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

(回答)

無料低額診療事業については、大阪市内全世帯に配布している「くらしの便利帳（平成 23, 24 年度保存版）」に、当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

担当 福祉局 総務部 総務課（法人監理） 電話：06-6241-6540

番号 3、①

予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。健診項目に、胸部X線、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロール・eGFRを追加し、無料とすること。

(回答)

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に 40 歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。生活保護受給者等のうち満 40 歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成 20 年度から市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。

なお、健診項目については、厚生労働省の「健康増進事業実施要領」に基づき、特定健診に準じた項目とし、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしております。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 3、②

がん検診などの内容を充実させ特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として 40 歳以上（子宮頸がん検診 20 歳以上、乳がん検診（超音波検診） 30 歳以上）の市民の方を対象に胃がん・腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を各区の保健福祉センター（子宮頸がんを除く）と身近な医療機関でも受診できるようにしております。

保健福祉センターでは、特定健康診査とがん検診を同時受診できる日を設けており、特に土日に実施する際は、ほとんどの区において同時受診できるように設定しております。

各種検診の受診者負担金は、他市と比較しても低い負担金ですが、後期高齢者医療被保険者証対象者、高齢受給者証対象者、老人医療者証の受給者、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、免除対象とし、各種検診を無料で受診いただけます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 3、③

大腸がん検診問診票の発行の抑制を止めること。

(回答)

各種検診にかかる個人票につきましては、年間必要部数を各医療機関に配付しております。また、不足分が生じた場合は追加で発送を行っております。

今後も不足が生じないよう、各医療機関の受診実績をもとに必要数を確保していきます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 3、④

ナイスミドル健診制度を復活すること。

(回答)

大阪市総合健康診査（ナイスミドルチェック）は、「市政改革プラン」において受診の動機付けにつながる効果が明確でないことから、平成25年度に廃止としました。

本市のがんによる死亡は、男性が昭和50年から、女性が昭和60年以来、死因の第1位となっていることから、壮年期死亡率の減少、がん対策は重要な課題となっており、市民全体のがん検診受診率目標を50%に設定しているところです。また、平成23年10月に「大阪市がん予防推進条例」を制定し、本市がん検診受診率を向上させる施策を講じることとしています。平成21年度から、「大阪市がん検診推進事業」として、子宮頸がん検診、乳がん検診を無料で受診できるクーポン券事業を実施、平成23年度からは、大腸がん検診にも拡充して実施し、受診率の向上に努めているところです。

今後とも、「がんの早期発見」を一層推進するため、受診機会の拡充や、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号3、⑤

日曜健診、出張健診など健診率向上へ向け、積極的な施策を行うこと。また、委託事業所への補助を行なうこと。

(回答)

本市では、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めております。

例えば、翌年度に40歳に達する方のがん検診受診勧奨のはがきを送付したり、ホームページにて、女性医師・技師対応の医療機関の案内や、車椅子対応の医療機関を案内するなど情報提供に努めております。

また、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育ボランティア付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っております。

今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号4. ①

要介護認定制度を廃止し、保険証1枚で必要な介護給付が受けられるよう、国に強く要望すること。

(回答)

介護保険制度では、要介護認定として介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するものとなっております。公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められております。

要介護認定を受けた方については、専門の知識を有する介護支援専門員が、本人や家族の希望を尊重し、本人の心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成することとされております。

したがって、被保険者証については、介護保険被保険者資格の有無を明らかにするとともに、介護サービスの利用にかかわって必要な要介護度、要介護認定期間、指定居宅介護支援事業者名の名称等を記載し、居宅サービス事業者等へ提示することになっております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定） 電話：06-6972-2873

番号4. ②

国に対し国庫負担の大幅な引き上げを要望し、誰でも払える保険料にすること。一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げる

(回答)

介護保険財政については、介護保険制度の円滑な運営のため、地方自治体の財政負担が過重なものとならないよう、十分な財政措置を講じることを国に対して要望を行っているところであります。

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般

会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。

平成 24 年 4 月からの介護保険料改定においては、低所得者の方の負担軽減を図るため、年金収入等の収入額が年間 120 万円以下の方には、より低い保険料率を適用するとともに、所得に応じたきめ細かい 11 段階の保険料段階を設定しております。また、保険料段階が第 1 段階から第 4 段階（世帯全員が市町村民税非課税）の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、第 4 段階の保険料の 2 分の 1 に該当する額まで減額する制度を本市独自に設けており、平成 24 年度からは年間収入要件を緩和し、これまでの 1 人世帯で 120 万円から 150 万円、2 人世帯で 168 万円から 198 万円、3 人世帯で 216 万円から 246 万円としました。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ③

国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制にするよう求めること。

（回答）

介護保険料の納付方法については、老齢基礎年金などの年金を、年額 18 万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第 135 条及び介護保険法施行令第 41 条の規定に基づき、年金からのお支払い（特別徴収）により介護保険料を納付して頂くことになっております。

特別徴収か口座振替か納付方法について選択可能となることについては、保険料収納率の低下が、介護保険行政や円滑な事業運営に少なからぬ影響を与えることが懸念されるところであり、平成 21 年に国において、特別徴収と口座振替の選択制の実施は見送られたところです。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ④

給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。また、一般会計で高齢者施策はさらに充実させること。

（回答）

平成 24 年 4 月からの介護保険制度の改正に伴い、要支援・二次予防事業対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業が創設されましたが、その導入については市町村の判断に委ねられています。

本市におきましては、既に介護予防事業、介護保険サービス、在宅支援サービスやインフォーマルなサービスを組み合わせてマネジメントを行い、高齢者の日常生活を支援していることから、第 5 期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には盛り込んでおりません。

今後の介護分野の改革につきましては、内閣に設置されている社会保障制度改革国民会議からの報告書が先日内閣総理大臣に提出されたところであることから、国の動向について注視してまいりたいと考えています。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-9957

福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

番号4. ⑤

保険料の段階を増やし、最低 0.1、最高 5.0 にすること。

（回答）

介護保険制度は、他の社会保険制度と同様に加入が個人の意思に基づかない強制加入で原則すべての第 1 号被保険者から保険料を負担いただいていることから、負担能力の低い人にも配慮した多段階の保険料設定を行っております。

また、介護保険制度は、40 歳以上の国民が皆で支え合うものとなっておりますので、すべての所得層の被保険者の方から、公平に保険料を負担していただくべきであると考えているため、一部の被保険者に高額な保険料をご負担いただくことは、負担の公平性という観点から適当でないと考えております。

平成 24 年度からの介護保険料につきましては、低所得者の負担に配慮し、保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階を設定することとし、「市町村民税が本人非課税で世帯非課税」である第 3 段階を細分化し、「公的年金等収入+合計所得金額が 120 万円以下」の被保険者を対象とした、新たな保険料段階を設定し、11 段階としております。

番号4. ⑥

低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、収入基準を単身者180万円以下、2人世帯250万円以下（1人増える毎に50万円加算）で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。

（回答）

本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、平成24年度から収入要件を緩和しております。

【変更前】

1人世帯	2人世帯	3人世帯
120万円	168万円	216万円

【変更後】

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万	198万円	246万円

*年間収入については、遺族年金・障がい年金などのあらゆる収入が含まれます。

また、介護保険料や介護保険サービス利用料などが控除できます。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ⑦

介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

（回答）

介護保険制度に関する国への要望書で、現状は介護保険3施設とショートステイだけに適用されている食費・居住費の補足給付について、低所得層における適正なサービスと負担の在り方として、特に、グループホーム利用が困難とならないよう補足給付の拡大を制度として図る等、必要な措置の構築を要望しています。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ⑧

国負担で低所得者の保険料・利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。

（回答）

利用料につきましては、サービスにかかる費用の1割を負担いただいております。

1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担額が少なくなるよう設定されております。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスにつきましては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

低所得者への対策については、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度だけでなく、抜本的な見直しを検討し、利用料の減免については、国庫負担による恒久的な措置となるよう、引き続き国へ要望してまいります。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ⑨

地域包括支援センターは中学校校区に1か所設置すること。同センターは3職種を国基準以上に確保し、新予防給付マネジメント（指定介護予防支援）は3職種とは別に、少なくとも利用者35人に1人以上の割合で職員を配置すること。

（回答）

地域包括支援センターには、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務などの事業を行うため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を配置することとされており、大阪市でも事業を行うために必要な人員については、圏域の規模に応じて必要人員をそれぞれ配置しております。

また、身近なところで相談ができるように、概ね中学校区に設置した総合相談窓口（ブランチ）には社会福祉士等を配置し、地域包括支援センターと連携しながら、総合相談支援業務、権利擁護業務を実施しています。

なお、新予防給付に関するケアマネジメント業務（指定介護予防支援）においては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき実施していただいているところであります。指定介護予防支援業務専従職員の配置につきましては、基本的に介護報酬で対応することとなっていることから、各地域包括支援センターにおいて必要な人員の確保に努めています。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8052

福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310

番号4. ⑩

介護認定者はすべて「障がい者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。また、介護認定者で、「障がい者手帳」を所持していない人には、障がい者認定書を毎年送付すること。

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。

なお、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とは、その判断基準が異なるものであり、要介護認定をもって一律に税法上の障がい者控除の対象とすることはできないと考えております。

障がい者控除認定書の発行は、お住まいの区の保健福祉センターで行っております。今後もリーフレットやくらしの便利帳などに掲載するなど、市民の方への周知に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8051

番号4. ⑪

不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助が出来るようにすること。

(回答)

介護保険においては、利用者自らが利用するサービスを選択することになり、また身体的状況をはじめ、利用者一人ひとりを取り巻く状況に違いがあることから、介護保険制度の具体的運用にあたって、保険者へ問い合わせが行われることがあります。

その場合、本市としては、関係法令、厚生労働省のQ&A、また平成21年4月に改正された大阪府が取りまとめの「訪問介護サービス内容に関するQ&A」を参照しながら、介護保険の円滑な運営に努めておりますが、具体運用に照らして不明な点がある場合、大阪府へ照会する等、利用者によってサービス内容等に不公平が生じないように対応しております。

報酬算定に関する基準等の適用に誤りがあることが判明した場合には、今後とも、介護保険事業所への指導等を実施してまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ⑫

認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。認定は30日以内に行うこと。また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。

(回答)

大阪市認定事務センターは、効率的・効果的に認定業務を行うために開設してきたところです。今後とも安定稼働に努めてまいります。

介護保険制度上、市町村は要介護認定申請を受理してから 30 日以内に認定を行う必要があります。

認定事務センターとして、意見書回収に要する時間短縮及び認定調査の遅延予防を図り、審査判定が遅れることのないよう、引き続き迅速な要介護認定事務の実施に努めます。また、本市では既に認定を受けている方に対して、有効期間の満了する 60 日前に更新申請書を郵送し、早めに申請をしていただけるよう勧奨しております。

要介護認定申請がなされると、認定調査員による認定調査を実施します。

本市では、認定調査（概況調査、基本調査）の様式を複写式としており、認定調査員は調査終了時点で、認定調査票（本人用）をお渡しいたしております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定） 電話：06-6972-2873

番号4. ⑬

施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに、課税世帯では費用負担（ホテルコスト含む）最低 15 万から 20 万かかるため入所できないケースも多々ある。年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。

（回答）

高齢者施策につきましては、介護が必要になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進することが重要であると考えております。

したがって、居宅での介護サービスを充実するなど、在宅支援施策の充実を図る一方で、在宅での生活がどうしても困難な高齢者の方に対しては、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設や居住系サービスの拡充に努め、総合的に施策を講じながら、各分野において、高齢者ひとりひとりの状況に合ったサービスの提供ができるよう努めております。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

（回答）

低所得の方につきましては、特別な室料を除く居住費用や食費が大きな負担とならないよう、所得に応じて設定された一定の負担限度額を超えた部分を、介護保険給付の中で特定入所者介護サービス費として補足給付を行い、利用者負担の軽減を図っているところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ⑭

入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

（回答）

高齢者施策につきましては、介護が必要になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進することが重要であると考えております。

居宅での介護サービスを充実するなど、在宅支援施策の充実を図る一方で、在宅での生活がどうしても困難な高齢者の方に対しては、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設や居住系サービスの拡充に努め、総合的に施策を講じながら、高齢者ひとりひとりの状況に合ったサービスの提供ができるよう努めております。

特別養護老人ホームの現計画における整備目標については、必要性・緊急性の高い申込者の方がおおむね 1 年以内に入所が可能となるよう整備に取り組むこととしており、平成 26 年度目標の定員数を 11,500 人に設定しております。

平成 25 年 7 月現在、大阪市には 110 施設 10,137 人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。

今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号4. ⑮

「地域包括ケア」を実現するために、情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

（回答）

本市では、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）」

において、地域包括ケアの推進を重点的な課題及び取り組みと位置付けております。

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを希望する高齢者が、要介護度が重くなっていったとしてもできるだけ生活の場を変えることなく、自ら選択した場所で必要な医療や介護などのサービスを受けて生活を続けることができるようにするためには、介護・医療・住宅・生活支援・介護予防の5つのサービスを包括的・継続的に提供する地域包括ケア体制の構築が必要です。

このような地域包括ケア体制を構築するためには、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することが重要であると考えております。

地域包括ケア体制の推進に向けては、区（市も含む行政）、関係機関や関係団体、住民等が、地域包括ケアの中核的な役割を担う地域包括支援センターと共に考え、協働で構築していく必要があります。今後とも、地域特性に応じた地域包括ケア体制の実現を、区の関係機関が地域包括支援センターとともに目指していけるよう、支援してまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8028

番号4. ⑩

障がい者の65歳問題が深刻である。利用料負担については、障がい者・高齢者ともに非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

(回答)

利用料につきましては、サービスにかかる費用の1割を負担していただいています。1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

低所得者への対策については、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度だけでなく、抜本的な見直しを検討し、利用料の減免については、国庫負担による恒久的な措置となるよう、引き続き国へ要望してまいります。

サービス利用につきましては、介護保険法ほかの関係法令に基づき、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスが利用できるよう、今後とも、制度の安定的運営に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号4. ⑪

本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること。

(回答)

「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、

① 介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方

② 介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方を在宅で介護されている家族（介護者）を対象としています。

また、介護用品の支給対象者は、市内に居住し、先の要介護高齢者の介護を行っている家族とし、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯であるものとしています。

当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施していることから、単身高齢者や在宅とみなされない入院中の方などが、支給の対象外になっているところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8051

番号4. ⑫

減免制度、介護認定者に対する「障がい者控除対象者」認定制度などは、パンフレットを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いに

ついて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。

障がい者控除認定書の発行は、お住まいの区の保健福祉センターで行っております。今後もリーフレットやくらしの便利帳などに掲載するなど、市民の方への周知に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8051

(回答)

本市における介護保険料の減免制度及び利用料の利用者負担軽減制度等については、介護保険制度パンフレットに記載し、同パンフレットや周知ビラを市役所・区役所その他関係機関の窓口で常備することなどにより制度周知に努めております。

なお、介護保険料決定通知書を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載したビラを同封し、周知しております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号5. ①

生活保護の実施体制に関わって、「標準数」(80対1)に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

(回答)

生活保護実施体制につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。

さらに調査業務の補助をおこなう嘱託職員や高齢世帯には訪問をおこなう嘱託職員を配置し、保護の適正実施につとめているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号5. ②

申請権を保障するために市で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した市民の目にいつでも触れるようなカウンターなどに配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布してください)。さらに、申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

(回答)

保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。

保護の申請については申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。

申請書については必要な方については受付面接担当員からお渡ししています。

申請に来訪される方に対しては、来訪者の今の状況をお聞きした上で、法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいております。

保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。

今後とも助言指導につきましては、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号5. ③

実態を無視した扶養義務の強要はやめ、扶養照会を行う時は本人の同意を得て行うこと。

(回答)

扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされております。

従いまして、扶養援助を受けることができると思われる方につきましては、援助の可否についてお伺いさせていた

だき、援助をお願いしております。一般的に扶養義務者の方に収入があれば、援助していただける可能性も高くなるため、その扶養義務者の方の収入や資産についてもお伺いしているところです。

しかしながら、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対してまでも一律に扶養をお願いするということはありません。

また、親族よりDVや虐待被害を受けていたなど、扶養照会を行うことが適切でないと認められる場合は扶養照会を見合わせるなど個々の状況から判断して行っています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号5. ④

医療券を廃止して、新たに受給開始時に「医療証」を交付すること。

(回答)

医療券方式から医療証方式への変更につきましては、医療扶助運営要領の改正を必要とするため、本市単独での実施は困難な状況であります。

本市におきましては、被保護者の方の受診の際の利便性を図るため、平成 15 年 8 月から「休日・夜間等診療依頼証」を作成し、保健福祉センターが閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同依頼証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられるよう医療機関に依頼しているところであります。

また、慢性疾患等で継続的に通院を必要とされる方については、保健福祉センターに来所されるご負担を軽減するため、医療機関に直接医療券を郵送するなどしております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号5. ⑤

自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

自動車の保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号5. ⑥

実態無視の就労指導の強要はしないこと。市は仕事の場を確保すること。

(回答)

働く能力を有する生活保護受給者の方は、その能力を最低限度の生活の維持のために活用する必要があります。

大阪市では、働く能力を有する生活保護受給者の方が就労支援事業の活用を希望した場合には、履歴書の書き方や面接の受け方のアドバイス、各個人の適性にあった求人情報の提供、ハローワークや企業面接に同行しての求職活動支援などを実施し、支援対象者の自立に向けた取り組みを支援しています。また、就業経験が不足している方などに対しては、ビジネススキルの向上やコミュニケーション力の不足を解消するためのグループワークを実施し、対象者の状況に応じた支援を行っています。

さらに、市民局と福祉局との連携により、39 歳以下の若者を対象とするジョブアタック事業などにおいて生活保護受給者等の方の優先枠を設け、就労機会の確保に努めているところです。

今後とも、生活保護受給者の方の自立の助長に向け、適切な就労指導と支援に努めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号5. ⑦

生活保護担当部署への警察OBの配置をやめること。

(回答)

生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その専門性を生かして、窓口の安全管理の確保に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号5. ⑧

「医療機関等登録制度」、生活保護医療機関新規指定への市独自規定の導入、指定済み医療機関に対する「個別指導（立ち入り検査）」の新たな基準の導入は撤回し、生活保護受給者が必要な医療を受けることのできる施策の充実を図ること。

(回答)

(西成区)

西成区におきましては、生活保護受給者の適正な医療を確保するために、「通院医療機関等確認制度」を実施しております。

この制度は、生活保護受給者の希望を参考にしながら通院する医療機関等を選定する際に「通院医療機関等確認証」に記載していくもので、これまでの医療扶助に係る指導・助言を越えるものではありません。

重複受診や重複服薬を受けることは、生活保護受給者自身の身体にも悪影響を及ぼすことが懸念されることから、これを予防し、生活保護受給者に対する適正な医療を確保するため、通院医療機関等確認制度は必要と考えます。

(福祉局)

西成区において試行実施しております「生活保護法による医療扶助のための医療を担当する機関の指定に関する要綱」は、不正等を行った医療機関やその責任者が関わる医療機関を、生活保護指定医療機関として指定しないことにより、生活保護を受給されている方が安心して医療を受けることのできる環境を整備することを目的として平成24年8月から実施しております。

また、生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導につきましては、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう、制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とし、生活保護法第50条第2項及び医療扶助運営要領に基づき、すべての指定医療機関を対象として実施することとされており、電子レセプトデータを活用しながら効果的な個別指導を実施しております。

担当 西成区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6659-9867

福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号 5、⑨

健康診査の受診券を毎年4月、対象者に送付し、1年通じて受診できるようにすること。

(回答)

健康診査事業につきましては、特定健康診査非対象者を対象として実施していることから、受診希望者からの申請後に受診券を発行し、受診券を持って医療機関において受診していただくこととしております。

また、健康診査の対象期間は1年を通じて実施しておりますが、申込受付期間は受診券の発行に係る事務作業に時間を要することより、4月から12月末までとしております。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号5、⑩

国に対し、生活保護基準の引き下げを行わないよう要望すること。

(回答)

生活保護法による保護の基準については、国により定められることとなっており、地方自治体には裁量の余地がないものとなっています。

なお、今般の改定については、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響が調整され、平成20年以降の物価の動向が勘案されています。また、現行の基準からの改定幅は10%が限度となるよう調整され、25年8月から3年間かけて段階的に実施されるという激変緩和措置が講じられています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号6、①

北区の母子餓死・孤立死の全容を明らかにし、今後の対策を示すこと

(回答)

本市では、高齢者の孤独死が大きな社会問題になったことを契機に、援護を要する要援護者のニーズ発見から、社会資源の提供・開発にいたるまでの「地域支援システム」を構築し、運営を図ってまいりました。

地域支援システムの第1段階には、概ね小学校区を単位とする地域において、連合振興町会、社会福祉協議会、民

生委員・児童委員等各種団体の代表者で構成される地域ネットワーク委員会が組織され、要援護者に対する友愛訪問等の個別支援活動や、ふれあい喫茶・いきいきサロン等のグループ支援活動を通じて、援護を必要とする方のニーズの発見や相談支援、関係機関への連絡調整、地域での支え合いについての検討などを行ってまいりました。

地域においては、福祉的な課題のみではなく、地域振興、防犯体制など様々な課題が存在し、これらの地域課題に総合的に対応していく必要があることから、「ニア・イズ・ベター(補完性・近接性の原理)」の原則のもと、昨年7月に策定した「市政改革プラン」にもとづき、今後、住民により身近な区において、区長のマネジメントにより、各区・各地域の実情に即した見守り・支援の仕組みづくりの再構築を進めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7959

(回答)

本市における居所不明児童の対応については、平成25年2月に6歳女兒の居所不明児童の死亡事案等を受け、乳幼児健康診査などの保健サービスを受けていない乳幼児について、居所不明児童を把握するため、区役所に保健、福祉、医療、住民登録の各分野の担当者から構成される未受診者連絡会(仮称)を設置し、区役所における他の福祉サービスの受給状況等の情報を集約し、虐待予防も視野に入れて、適切な支援が行えるよう対応を行ってまいりたいと考えております。

担当 こども青少年局子育て支援部管理課・こども家庭課 電話：06-6208-9966・8032

番号6. ②

全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも「子どもの権利条約」に謳われている18歳までの人について現物給付で所得制限なしの無料制度として導入すること。当面、中学卒業までのこどもについては直ちに実施すること。大阪府に対して全国並みに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答)

本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成16年11月に大阪府において、制度の持続可能性の観点から、一部自己負担額の導入等の改正が実施されましたが、給付の仕組みそのものの改正であったことから、市町村独自の取扱いを行うことが極めて難しく、本市においても改正を実施したところです。

現在、1医療機関ごとに入・通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担の支払いをお願いしており、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が月額2,500円の限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

そのような状況の中で、本市単独の措置として平成24年11月から通院の助成対象を大幅に拡充し、現在は15歳(中学校修了)までの入・通院に係る医療費を助成対象としています。

また、所得要件につきましては、入院・通院とも0歳から2歳(3歳に到達する日の属する月の末日まで)の所得制限を撤廃しております。

本市といたしましては、これらの制度は本来、国の制度として統一した基準を設けて実施されるべきものと考えており、従前から大阪府市長会を通じて国へ要望を行っているところです。また、府に対しましては、従前から大阪府市長会を通じて対象年齢の拡大などを要望しているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(医療助成) 電話：06-6208-7971

番号6. ③

保育所の待機児童をなくすべく、民間委託ではなく市の直営で保育所を直ちに増設し、保育士を増員し、保育士の配置基準及び面積基準を少なくとも従来通りにすること。

また、低所得者のために保育料の減免制度を拡充すること。

(回答)

大阪市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間双方の保育所が相まって対応することとしております。

待機児童の解消につきましては、保育所の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備を行うなど、計画的に入所枠の拡大を図っております。なお、本市における保育所の認可につきましては、社会福祉法人以外の法人にも対象を広げ、保育所実施事業者の拡大を図っております。

公立保育所においても、増改築等の保育所整備や、定員設定などの再編整備も含めた効果的、効率的な保育運営を

行うことにより、待機児童の解消をはじめとする多様な保育ニーズに対応しているところです。

なお、公立保育所につきましては、平成 24 年 7 月に策定されました市政改革プランにおきまして、民間において成立している事業については民間に任せることとしており、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において定められています。

本市では、1 歳児の保育士配置基準については、これまで、大阪市単独の 1 歳児保育特別対策事業により国基準を上回る 5 対 1 としてまいりましたが、厳しい財政状況の中、限られた財源を待機児童対策をはじめとした子育て施策・教育の充実に活用するため、平成 24 年 3 月 28 日付け「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、本市の保育士配置基準を国基準に合わせることにしました。

保育士の配置基準等につきましては、保育の質の確保という点では重要な項目の一つと考えておりますので、今後とも、保育内容の充実に努めるため、他の指定都市と連携を図りながら引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

保育料につきましては、児童福祉法第 5 6 条の規定に基づき、家計への影響も考慮しながら、年齢等に応じた保育の実施に要する費用を基礎として、前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて設定した額を負担していただいております。

本市では従来から、国の基準を一定比率軽減し、保護者負担の軽減を図っているところであります。

また、災害、疾病、その他不測の事態によりご家庭の経済状況に著しい変動があり、徴収金額の全部または一部を負担することができないと認めるときは、保育料の減額または免除により個々に対応しているところです。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8041

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 電話：06-6208-8133

番号6、④

就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費がかさむ 4 月にできる限り近い年明け早々からの申告とすること。26 年度は生活保護基準引き下げが予想されるが、現在の対象者が切り捨てとにならないよう対策を講じること。

(回答)

課税所得での審査を行うことにつきましては、利殖などによる所得控除など、就学援助費審査には考慮すべきではない項目が含まれていることから、収入・所得による審査を行っています。

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用するためには、学校の果たす役割は非常に大きく、運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。

本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」において、申請手続などについては学校を通じて行うことと定めております。

就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、3 月中旬までに申請を受け付けた方については、第 1 回支給月を 6 月としています。

なお、所得審査においては、複数の支払者から給与を受けている場合や一時所得があった場合も含め、最終的に確定した所得により審査を行うため、市民税・府民税証明書等による審査を行っています。

生活保護基準の見直しに伴う対応については、国の動向に注視しつつ進めてまいりたいと考えております。

担当 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 電話：06-6575-5654

番号6、⑤

全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

(回答)

中学校給食につきましては、平成 24 年 9 月から、配膳室の整備等条件の整った学校から段階的に給食を実施し、平成 25 年 9 月から、市内全中学校において給食を実施する予定です。

実施方式につきましては、本市の厳しい財政状況や、学校施設や昼食指導、授業時間割などの教育活動への影響、短期間での実施が可能であることなどから、民間調理施設を活用した弁当箱でのデリバリー方式により実施してまいります。

担当 教育委員会事務局 教務部 学校保健担当 電話：06-6208-9158

番号6. ⑥

子育て世代支援と市の活性化のために「新婚家賃補助」の復活、「子育て世代家賃補助」の創設など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

本市では、平成3年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施してきたところです。

本市は非常に厳しい財政状況にありますが、市政改革プランにおいて、現役世代、特に「こども」「教育」「雇用」といった分野に重点的な投資を行うという政策転換を図ることとしており、これまで全市的な施策として実施してきた新婚世帯向け家賃補助制度については、すでに補助対象となっている世帯には引き続き受給していただきながら、新規募集を停止したところです。

なお、平成24年11月より、現役世代の定住をより促進させる観点から、分譲住宅を購入する新婚世帯を対象に、ローン残高に対する利子補給を行う制度を新たに実施しております。

このほかの家賃補助制度としましては、平成3年度から、中堅層の市内定住を促進するため、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅について、家賃を減額するため補助を行う「民間すまいりんぐ」を実施しております。

また、平成4年度からは、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、「民間老朽住宅建替支援事業」を実施しており、建替建設費補助とあわせて、従前居住者に対する家賃補助を行っております。

担当 都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策） 電話：06-6208-9217

番号6. ⑦

こども相談センターの人員を確保すること。

(回答)

こども相談センターでは、児童虐待相談をはじめとする相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、平成22年度から平成25年度当初にかけて児童福祉司等を増員し、相談体制及び児童虐待対応体制の強化を図りました。

また、警察官OBを嘱託職員として雇用し、休日・夜間における安全確認を行う体制の充実を行うとともに、児童虐待通告にかかる調査や児童福祉施設に入所している児童の家庭復帰を支援する嘱託職員を雇用するなど、児童虐待等の相談に適切に対応するための体制の強化を図っているところです。

担当 こども青少年局 こども相談センター運営担当 電話：06-4301-3146

番号6. ⑧

国保・資格証明書および無保険世帯（どの健康保険にも加入していない世帯）の子どもについても、いったん、全額自己負担するのではなく「子どもすこやか医療制度」を使えるようにすること。

(回答)

本市におきましては、こども医療費助成制度等を大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）を助成するものとして制度の運用を行っております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号6. ⑨

こどもに関する諸施策（入院助産制度を含む）について周知し、申請権保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配付してください）

(回答)

本市におきましては、こどもに関する諸施策（入院助産制度を含む）の周知につきましては、大阪市ホームページのほか、各戸に配付している「くらしの便利帳」にも記載しております。

また、平成13年度から本市が発行している「子育ていろいろ便利帳」には、本市の子育てに関する総合的なガイドブックとして、妊娠から出産、乳幼児期から就学期までご利用いただける本市の子育て支援サービスを網羅して掲載し、妊娠届や転入届の際にお渡しして、各種サービスの申請などにもお役に立つようにしております。この便利帳は制度変

更等に対応するため、概ね3年ごとに掲載内容をリニューアルし、最新版は平成24年3月に発行しております。各区保健福祉センターのほか、各区の子ども・子育てプラザや市内101か所ある地域子育て支援拠点事業実施施設など身近な子育て支援施設にも配架し、いつでも、どなたでも無料で入手していただけるように配慮しております。

今後とも、子育て家庭の方々に一層ご利用いただけるよう努めてまいります。

担当　　こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-8111

番号7. ①

移動支援の通勤・通学・通所時の利用禁止やグループ活動等の制限を無くして必要なサービスが自由に利用できるようにすること

(回答)

本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしており、支援費制度時に移動介護サービスを利用していた方に対し、これまで受給されている方のサービス内容の低下をきたさない観点から、同じ事業内容、基準により実施しております。

サービス内容におきましては、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。

通学、通所については「通年かつ長期にわたる外出」であり、移動支援の利用に該当しませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合は、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。

担当　　福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号7. ②

グループホーム・ケアホームでの生活を安定させるために、国の報酬単価の引き上げを要望するとともに、市として小規模ホームや帰宅時の報酬減に対する補助など独自の支援策を講じること。また、2016年4月のケアホームとグループホームの統合に際して、現行の水準の引き下げにつながらないように留意すること。

(回答)

平成21年度報酬改定において、利用者の障がい程度や職員配置の状況、夜間支援体制を評価した報酬基準等が設定されており、平成24年度報酬改定において、地域区分の見直しが行われるなど、一定の改善が図られております。

また、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整等を行った場合には、一定の条件の下に帰宅時支援加算や長期帰宅時支援加算が設けられております。

本市におきましては、グループホーム等の安定した事業運営が図れるよう、国に対して十分な財政支援について引き続き要望してまいります。

担当　　福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号7. ③

利用者5名以上10名未満であっても、事業実績等を勘案して柔軟に地域活動支援センターとしての認定を行うこと。

(回答)

地域活動支援センターは、利用定員を10人以上とし、そのために必要な人員配置や建物設備の基準を定め、委託料についても利用人員に応じた委託料や各種加算を設けており、安定した運営ができるよう支援を行っています。

担当　　福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

番号7. ④

長居障がい者スポーツセンターの機能を整備拡充すること。また、現行の機能に加え非常災害時の障がい者児に対応した福祉避難所としての機能を完備すること。

(回答)

(福祉局)

長居障がい者スポーツセンターは、障がいのある方がいつでも一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で昭和49年に全国で初めて開設した障がい者専用のスポーツ施設です。

障がいのある方に利用していただけるように、施設のバリアフリー対応を行うとともに、視覚障がい者対応装置付きボウリング設備やサウンドテーブルテニス台のほか、重度の肢体障がい者がスポーツ活動ができる畳敷きの遊戯室など、それぞれの障がいに応じた設備を設けています。

今後もより多くの障がいのある方に利用していただけるよう、努めてまいります。

(危機管理室)

大阪市災害時要援護者避難支援計画では、福祉避難所としての利用が求められる社会福祉施設について、施設管理者と調整のうえ区単位で福祉避難所の指定を行うこととしており、高齢者施設や障がい者施設を中心として、平成24年度末で合計194施設の指定が完了しています。

長居障がい者スポーツセンターなどの市関連施設の福祉避難所としての指定についても、各施設の特色に応じて福祉避難所としてどのような役割を担っていただくかなどについて、施設管理者である関係局と調整を行い、指定に向けた取り組みを進めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号7. ⑥

重度障がい者医療費助成制度を自己負担のない状態に戻し、3級以下の障がい者も対象とすること。

(回答)

本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき、実施しています。福祉医療費助成制度につきましては、平成16年11月に大阪府において、制度の持続可能性の観点から、一部自己負担額の導入等の制度改正が実施されましたが、給付の仕組みそのものの改正であったことから、市町村独自の取扱いを行うことが極めて難しく、本市においても、府と同様に、平成16年11月に改正を実施したところです。

現在、一部自己負担金額を1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に軽減しております。

また、月額2,500円の限度額を設定し、限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

本市といたしましては、身体障がい者手帳3級の方にも対象範囲が拡大されるよう、従前から大阪府市長会を通じて、府へ要望を行っております。

なお、重度障がい者医療費助成制度のような施策は、本来、国の制度として統一した基準を設けて実施されるべきものと考えており、国に対しても要望を行っております。

今後とも、引き続き粘り強く要望してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (医療助成グループ) 電話：06-6208-7972

番号8. ①

申告、納付相談、各種減免申請など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で直に復活し、行政サービスの低下を止めること。

(回答)

大阪市では、市税の専門組織として平成19年10月に7つの市税事務所（現在は6つ）を設置し、従来24区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。

申告や納付相談、各種減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所に対応しております。

なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、市税事務所を主要ターミナル付近の6箇所に開設するとともに、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等は、引き続き区役所及び区役所出張所においても行っているほか、個人市・府民税の申告期間には区役所等に臨時窓口を設置し、申告の受付・相談業務を行っているところです。

今後もできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局 税務部 管理課管理グループ 電話：06-6208-7742

番号8. ②

財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成を要望し、区役所内の税証明窓口に常備し、パンフレットは全家庭に届くように要請すること。

(回答)

個人住民税の減免制度につきましては、納税通知書の裏面に説明を掲載するとともに、「大阪市くらしの便利帳」や、市税事務所、区役所税証明発行窓口等で配布している「市税ハンドブック」及び本市財政局ホームページに制度説明を掲載するなど、常時広報を行っているところであり、市税事務所窓口、区役所の税証明書発行窓口及び区役所出張所においても減免制度の説明ビラを設置しております。

また、区広報紙へお知らせ記事の掲載を依頼し、制度の周知に努めているところです。

なお、個人市・府民税の減免制度については、ホームページにおいて改正内容を掲載するとともに、各種詳細要件等を掲載したビラを納税通知書に同封することにより、全納税者への周知を図っております。

今後も引き続き、制度の周知に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当 財政局 税務部 課税課個人課税グループ 電話：06-6208-7751